

令和6年度答申第31号

令和6年9月6日

諮問番号 令和6年度諮問第25号（令和6年7月19日諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、軍人として戦死した叔父のA（以下「叔父A」という。）と生計を共にしていたと主張して、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、叔父Aに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は叔父Aと1年以上の生計関係を有していたとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定している。
- (2) 特別弔慰金支給法2条1項本文は、この法律において「戦没者等の遺族」

とは、死亡した者の死亡に関し、令和2年4月1日（以下「基準日」という。）までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受ける権利を取得した者をいうと規定している。

- (3) 遺族援護法34条1項は、昭和12年7月7日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給すると規定している。
- (4) 遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時、その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。）とすると規定している。
- (5) 特別弔慰金支給法2条の2第3項は、上記(4)の「これらの者以外の三親等内の親族」（以下単に「三親等内の親族」という。）は、基準日において戦没者等の遺族とみなされる先順位者（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）がなかった場合であって、当該三親等内の親族が「死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者」（軍人たることによる勤務がなかったならば、これに該当していたものと認められる者を含む。）であるとき（以下この要件を「生計関係の同一性の要件」という。）に限り、死亡した者の葬祭を行った者、その他の者の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなすと規定している。
- (6) 生計関係の同一性の要件に関しては、令和2年3月31日付け社援援発0331第3号厚生労働省社会・援護局援護・業務課長通知「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律（令和2年4月1日施行分）の施行について（通知）」（以下「本件通知」という。）が、戦没者等の死亡の当時、戦没者等と同一戸籍内にあった三親等内の親族については、特に疑義を生ずる資料がない場合に限り、同一の生計関係を有していたものとして取り扱って差し支えないが、これ以外の者については、適宜の様式による「生計関係についての申立書」及び事実関係を確認することができる資料の提出を求めた上で、同一の生計関係を有していたか否かを総合的に判断することとすると定めている（記第3の5の(2)のウ）。

2 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 叔父Aは、大正5年a月b日に父（審査請求人の祖父）のC（以下「祖父C」という。）と母（審査請求人の祖母）のD（以下「祖母D」という。）の間の二男として出生し、大正11年c月d日に祖父Cを戸主とする戸籍（本籍：E地）に入籍した。

叔父Aは、大正13年12月4日に祖父Cが死亡したことに伴い、大正14年6月30日に家督を相続し、昭和16年7月12日にF（以下「叔母F」という。）と婚姻をした。

叔父Aは、昭和12年1月10日に現役兵としてe重砲兵連隊第f中隊に入営し、昭和14年12月1日に現役満期となったが、昭和16年1月17日に臨時召集により野砲兵第g連隊補充隊に応召し、野戦高射砲第h大隊本部に編入された後、同年7月13日に海外に派遣され、昭和18年1月10日にG地で戦死した。

したがって、叔父Aは、戦死した当時、自らを戸主とする戸籍（本籍：E地）に在籍していた。

（除籍謄本（戸主：祖父C）、除籍謄本（戸主：叔父A）、履歴書、死没者連名簿（野戦高射砲第h大隊））

- (2) 審査請求人の母のH（以下「母H」という。）は、大正3年i月j日に祖父Cと祖母Dの間の長女として出生し、祖父Cの父（審査請求人の曾祖父）のI（以下「曾祖父I」という。）を戸主とする戸籍（本籍：J地）に入籍したが、大正7年3月26日に祖父Cが分家をしたことに伴い、祖父Cを戸主とする戸籍（本籍：E地）に入籍した。

母Hは、昭和11年3月14日にK（以下「父K」という。）と婚姻をし、父Kの父（審査請求人の祖父）のL（以下「祖父L」という。）を戸主とする戸籍（本籍：M地）に入籍した。

母Hと父Kの間には、昭和11年k月l日に長男の審査請求人が、昭和13年m月n日に二男のN（以下「弟N」という。）が、昭和16年o月p日に長女のO（以下「妹O」という。）が出生した。

母Hは、父Kが昭和17年8月19日に死亡したことから、同年11月20日、3人の子のうち弟Nと妹Oのみを連れて分家（本籍：M地）をし、祖父Lを戸主とする戸籍から除籍されたが、同月21日、上記分家を廃家

の上、叔父Aを戸主とする戸籍（本籍：E地）に再度入籍し、弟Nと妹Oも、同月27日、叔父Aを戸主とする戸籍に入籍した。

母Hは、昭和18年1月10日に叔父Aが死亡したことに伴い、昭和20年2月10日に家督を相続した。

母Hは、平成11年10月14日に死亡した。

（除籍謄本（戸主：祖父C）、除籍謄本（戸主：叔父A）、除籍謄本（戸主：祖父L）、戸籍個人事項証明書（審査請求人）、改製原戸籍謄本（戸主：母H）、除籍謄本（筆頭者：母H））

- (3) 審査請求人は、上記(2)の母Hによる分家の際、祖父Lを戸主とする戸籍（本籍：M地）に残ったことから、父Kの母（審査請求人の祖母）のP（以下「祖母P」という。）が審査請求人の後見人となった。

審査請求人は、昭和18年12月19日に祖父Lが死亡したことに伴い、昭和19年11月17日に家督を相続した。

したがって、審査請求人は、叔父Aが戦死した当時、祖父Lを戸主とする戸籍（本籍：M地）に在籍していた。

（除籍謄本（戸主：祖父L））

- (4) 審査請求人は、令和3年6月28日、住所地のQ市長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、叔父Aに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をした。

なお、本件請求について、叔父Aの遺族で審査請求人よりも先順位のものはいない。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書）

- (5) 処分庁は、令和4年8月3日付けで、審査請求人に対し、「A様の死亡当時まで引き続き1年以上死亡者と生計関係を有していたものと認められませんので、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を付して、本件請求を却下する処分（本件却下処分）をした。

（却下通知書）

- (6) 審査請求人は、令和4年8月25日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (7) 審査庁は、令和6年7月19日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件却下処分取消しを求める。

(1) 審査請求書及び審査請求書に添付の時系列表

ア 本件却下処分が、審査請求人が叔父Aと1年以上の生計関係を有していたものとは認められないとした点に不服がある。

イ 叔父Aは、昭和16年7月12日に婚姻をし、戦地に行く前に、「母(D) 姉(H) 甥」(注：祖母D、母H及び審査請求人)に会うため、叔母FとともにR地に来た。審査請求人は、R地の祖母Dの家で、叔父Aに会った。

(2) 反論書

ア 叔父Aは、昭和16年頃召集されるので、R地の祖母Dが住んでいた借家に来ていた。

イ 父Kが昭和17年8月19日に死亡した後、S家の祖父母(祖父Lと祖母P)が母Hにつらく当たり出したので、母Hは、審査請求人と弟NをS家に残したまま、自らは祖母Dの借家に泊まっていた。

ウ 審査請求人と弟Nは、S家で母Hが迎えに来るのを待っていたところ、昭和17年10月頃、母Hが迎えに来て、同年11月、T地に戻った。祖母Dも、R地からT地に帰って来ていた。

エ 叔父Aが昭和18年1月10日に戦死し、遺骨が帰って来たとき、祖母D、母H及び審査請求人の3人で、叔父Aの葬儀を行った。そして、審査請求人は、叔父Aの命日には、毎年、U護国神社に参拝している。

(3) 再反論書

ア 審査請求人は、R地のV地の祖母Dの借家で、叔父Aと叔母Fに会った。出征前の叔父AがT地に戻る前の審査請求人をR地の色々な所に連れて行ってくれたことが印象にある。

イ 祖母D、母H及び審査請求人の3人で、叔父Aの葬儀と納骨を行った。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 審査請求人は、叔父Aの甥(三親等内の親族)であるから、叔父Aに係る特別弔慰金の支給を受けるためには、特別弔慰金支給法2条の2第3項に規定する遺族(「死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者」)に該当することが必要である。

2 審査請求人から提出された戸籍によれば、以下のことが認められる。

(1) 叔父Aは、大正5年a月b日に祖父Cと祖母Dの間の二男として出生し、大正11年c月d日に祖父Cを戸主とする戸籍（本籍：E地）に入籍した。

叔父Aは、大正13年12月4日に祖父Cが死亡したことに伴い、家督を相続して、昭和16年7月12日に叔母Fと婚姻をし、その後、昭和18年1月10日に戦死した。

(2) 母Hは、大正3年i月j日に祖父Cと祖母Dの間の長女として出生し、曾祖父Iを戸主とする戸籍（本籍：J地）に入籍したが、大正7年3月26日に祖父Cの分家により祖父Cを戸主とする戸籍（本籍：E地）に入籍した。

母Hは、昭和11年3月14日に父Kと婚姻をし、叔父Aを戸主とする戸籍から除籍され、祖父Lを戸主とする戸籍（本籍：M地）に入籍した。

母Hは、昭和17年8月19日に父Kが死亡したことから、同年11月20日に分家（本籍：M地）をしたが、同月21日に当該分家を廃家の上、叔父Aを戸主とする戸籍（本籍：E地）に再度入籍し、叔父Aの戦死に伴い、昭和20年2月10日に家督を相続して抹消されるまで、叔父Aを戸主とする戸籍に在籍した。

(3) 審査請求人は、昭和11年k月l日に父Kと母Hの間の長男として出生し、祖父Lを戸主とする戸籍（本籍：M地）に入籍し、昭和19年11月17日に家督を相続して抹消されるまで、祖父Lを戸主とする戸籍に在籍した。

以上によれば、叔父Aの死亡の当時、審査請求人は、叔父Aとは別戸籍であった。

本件のように、死亡した者の死亡の当時、死亡した者と別戸籍であった者が特別弔慰金の請求をした場合には、その請求者の申立内容のみから同一の生計関係を有していたと推測することができる程度では、同一の生計関係を有していたと判断するには不十分であって、本件通知のとおり、同一の生計関係を有していたか否かは、事実関係を裏付ける資料によって総合的に判断すべきである。また、戸籍の記載のみによって居住地の特定をすることはできない。

3 審査請求人は、「戦没者等との生計関係申立書」（以下「本件生計関係申立書」という。）において、叔父Aの入隊当時の住所を「R地」と記載し、当該時期において叔父Aと同居していた家族は「祖母D、母H、審査請求人、弟N及び妹O」であったとした上、祖母DがR地の店舗兼住宅において餅を

販売して生活を維持し、叔父Aの入隊後は、母Hが大分のT地で主に裁縫により生計を立てていたと記載している。

審査請求人は、叔父Aと同一の生計関係を有していたことの資料として、審査請求人及び弟Nに係るW小学校の在籍証明書、審査請求人に係るY中学校の卒業証明書並びに叔父Aに係るW小学校の在籍証明書を提出するが、これらの資料には、審査請求人が叔父Aと同一の生計関係を有していたことを確認することができる記載はない。

また、審査請求人は、叔父Aの参拝を行っているとして、U護国神社から送付された祥月命日祭の案内状を提出するが、三親等内の親族が特別弔慰金の支給の対象となるのは、特別弔慰金支給法2条の2第3項の規定により、死亡した者と1年以上の生計関係を有していた場合に限られ、その場合に、死亡した者の葬祭を行った者、その他の者の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなすとされているから、死亡した者と1年以上の生計関係を有していない三親等内の親族は、死亡した者の葬祭を行っていたとしても、戦没者等の遺族とみなされることはなく、特別弔慰金の支給要件に該当しない。

以上のとおり、審査請求人から提出された資料からは、叔父Aの入隊前にR地で叔父Aと同一の生計関係を有していたとの審査請求人の主張を確認することはできない。

- 4 そして、処分庁保管の資料（叔父Aに係る第四回、第六回、第八回及び第十回特別弔慰金の請求書類）を確認しても、審査請求人に関する記載はなく、審査請求人が叔父Aと同一の生計関係を有していたことを確認することはできない。

なお、叔父Aに係る第八回及び第十回特別弔慰金は、弟Nが受給しているが、処分庁は、令和5年11月22日付けで、弟Nと叔父Aとの間に1年以上の生計関係があったとは認められないとして、弟Nに対してした第八回及び第十回特別弔慰金の各可決裁定を取り消している。

- 5 さらに、審査庁保管の資料（祖母Dがした叔父Aに係る遺族援護法による弔慰金及び遺族年金の請求書類、叔父Aが在籍した野戦高射砲第h大隊死没者連名簿）を調査しても、審査請求人が叔父Aと同一の生計関係を有していたことを確認することはできない。
- 6 上記3から5までのとおり、審査請求人及び処分庁から提出された資料並びに審査庁保管の資料を調査しても、審査請求人と叔父Aとの間に叔父Aの死亡の日まで引き続く1年以上の生計関係があったことを確認することがで

きないから、審査請求人は、特別弔慰金支給法2条の2第3項に規定する戦没者等の遺族に該当するとは認められず、特別弔慰金支給法に基づく特別弔慰金の支給を受ける権利を有していない。

7 したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとする。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問までの手続の経過は、次のとおりである（なお、括弧内は、当該手続に要した期間である。）。

本件審査請求の受付	: 令和4年8月25日
弁明書の受付	: 同年10月17日
弁明書（差し替え）の受付	: 同年11月21日
反論書の受付	: 令和5年1月27日
再弁明書の受付	: 同年12月28日
	（弁明書（差し替え）の受付から約1年1か月、反論書の受付から約11か月）
再弁明書の副本の送付	: 令和6年1月30日
	（再弁明書の受付から約1か月）
再反論書の受付	: 同年3月8日
	（弁明書の受付から約1年4か月半）
審理員意見書の提出	: 同年4月2日
物件の提出依頼	: 同年5月17日
	（審理員意見書の提出から約1か月半）
物件の提出	: 同月21日、22日
本件諮問	: 同年7月19日
	（物件の提出から約2か月、本件審査請求の受付から約1年11か月）

(2) そうすると、本件では、①主張書面（弁明書、弁明書（差し替え）、反論書、再弁明書及び再反論書）の提出に約1年4か月半もの期間を要した上に、②再弁明書の受付から再弁明書の副本の送付までに約1か月、③審

理員意見書の提出から物件の提出依頼までに約1か月半、④物件の提出から諮問までに約2か月の期間を要した結果、審査請求の受付から諮問までに約1年11か月もの長期間を要している。

上記の各手続のうち、まず、上記①の手続については、長期化した主な原因は、上記(1)のとおり、処分庁が再弁明書を提出するのに長期間を要したことにある。そこで、当審査会が、審査庁に対し、その理由を照会したところ、審査庁から、叔父Aに係る過去の特別弔慰金の請求のうち第八回及び第十回については、弟Nに対して各可決裁定がされているところ、処分庁において当該各可決裁定の内容を再審査した結果、いずれも取り消すべきであるとの結論となり、令和5年11月22日付けで各可決裁定の取消処分をした上で、その点を反映した再弁明書を作成するのに期間を要したからであるとの回答があった（令和6年8月1日付けの審査庁の事務連絡・記の【依頼1】に対する【回答】の(3)）。しかし、処分庁は、令和4年11月21日に審理員に提出した弁明書（差し替え）の作成時点において、叔父Aに係る過去の特別弔慰金の請求のうち第八回及び第十回については、弟Nに対して各可決裁定がされていることを確認していたのであるから、当該各可決裁定の内容を再審査し、各可決裁定の取消処分をするのに約1年もの期間を要したということは、期間を要し過ぎたといわざるを得ない。

そして、上記②から④までの各手続についても、上記の各期間を要したことに特段の理由があったとは認められない。

審査庁（審理員）においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善されたい。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

- (1) 審査請求人は、叔父Aの甥（三親等内の親族）であるから、本件では、審査請求人が、叔父Aの死亡の日（昭和18年1月10日）まで引き続く1年以上、叔父Aによって生計を維持し、又は叔父Aと生計を共にしていたか否か、すなわち、審査請求人が叔父Aと同一の生計関係を有していたか否かが問題となっている。

本件通知によれば、戦没者等の死亡の当時、戦没者等と同一戸籍内にあった三親等内の親族については、特に疑義を生ずる資料がない場合に限り、

同一の生計関係を有していたものとして取り扱って差し支えないが、これ以外の者については、適宜の様式による「生計関係についての申立書」及び事実関係を確認することができる資料の提出を求めた上で、同一の生計関係を有していたか否かを総合的に判断することとされている（上記第1の1の(6)）。

これを本件についてみると、叔父Aの死亡の当時、叔父Aは自らを戸主とする戸籍（本籍：E地）に、審査請求人は祖父Lを戸主とする戸籍（本籍：M地）に在籍していた（上記第1の2の(1)及び(3)）から、審査請求人は、叔父Aの死亡の当時、叔父Aと同一戸籍内にはなかった。

したがって、本件では、審査請求人が、叔父Aの死亡の当時、叔父Aと同一の生計関係を有していたか否かについて、具体的な資料に基づいて検討する必要がある。

- (2) 審査請求人は、昭和16年に叔父Aが召集されるまで、叔父Aと1年以上の生計関係を有していたと主張するようである（上記第1の3）が、その主張内容は、必ずしも明確ではない。

ア まず、審査請求人は、本件請求の際に提出した本件生計関係申立書において、次のとおり記載している。

(ア) 叔父Aの入隊の当時における審査請求人及び叔父Aの住所地

① 審査請求人：M地

② 叔父A：R地

(イ) 叔父Aの入隊の当時に叔父Aと同居していた家族

母H、審査請求人、弟N、妹O及び祖母D（全員が叔父Aと生計関係を有していた。）

(ウ) 審査請求人が叔父Aと生計関係を有するに至った時期

昭和16年

(エ) 叔父Aと生計関係を有するに至った時期から叔父Aの入隊の当時までの生活状況

祖母Dが、R地の店舗兼住宅で餅を販売して収入を得て、生活を維持していた。

(オ) 叔父Aの入隊から死亡時までの家族関係及び生活状況

母Hが、T地で主に裁縫をして、生計を立てていた。審査請求人も、新聞配達をして、家計を助けていた。

イ 次に、審査請求人は、本件生計関係申立書を提出した際、叔父Aと1

年以上の生計関係を有していたことについて、次のとおり申し立てている（Ｑ市が審査請求人から聞き取った内容を取りまとめた経緯説明メモ）。

- (ア) 昭和１６年頃、父Ｋと審査請求人は、Ｚ地から引き上げてＲ地に戻った。それと同じ頃、叔父Ａと一緒に暮らし始めた。
- (イ) 昭和１７年１１月頃だと言うが、叔父Ａが出征するまでの１年くらいは、叔父Ａと一緒に暮らした。
- (ウ) 叔父Ａが出征したことを契機に、審査請求人の一家は、Ｔ地に戻った。

ウ 上記アの本件生計関係申立書の記載内容及び上記イの経緯説明メモの記載内容に本件審査請求における審査請求の主張（上記第１の３）を考え併せると、叔父Ａと１年以上の生計関係を有していたとの審査請求人の主張は、次のとおり整理することができる。

- (ア) 昭和１６年７月１２日に婚姻をした叔父Ａは、戦地に行く前に、Ｒ地にいた家族（母（祖母Ｄ）、姉（母Ｈ）及び甥（審査請求人））に会うため、妻（叔母Ｆ）とともにＲ地に来て、出征するまでの間、Ｒ地のＶ地の祖母Ｄの借家で暮らしていた。
- (イ) その当時、審査請求人は、父Ｋの本籍地（Ｓ家）で暮らしていたが、審査請求人も、叔父Ａも、祖母Ｄが餅を販売して得た収入で生活を維持していたから、審査請求人と叔父Ａは、同一の生計関係にあった。
- (ウ) そして、叔父Ａは、昭和１７年１１月頃に出征したから、審査請求人は、その出征までの１年以上、叔父Ａと同一の生計関係を有していたことになる。

上記主張によれば、審査請求人は、当時、祖母Ｄの借家ではなく、父Ｋの実家（Ｓ家）で暮らしていたのであるから、祖母Ｄが餅を販売して得た収入で生活を維持していたとは考えられないし、叔父Ａが海外に派遣されたのは、昭和１６年７月１３日である（上記第１の２の(1)）から、上記主張は、そもそも、叔父Ａの軍人としての履歴と整合していない。

そして、審査請求人は、叔父Ａと同一の生計関係を有していたことの資料として、審査請求人に係るＷ小学校の在籍証明書及びＹ中学校の卒業証明書並びに叔父ＡのＷ小学校の在籍証明書を提出するが、審査請求人は、叔父Ａが出征する前に、Ｒ地で叔父Ａと同一の生計関係を有していたと主張しているのであるから、上記の資料は、Ｒ地における当該生計関係の有

無の認定に役立つものではない。

- (3) また、処分庁保管の資料（叔父Aに係る第四回、第六回、第八回及び第十回特別弔慰金の請求書類）によれば、第四回及び第六回特別弔慰金の請求については母Hに対し、第八回及び第十回特別弔慰金の請求については弟Nに対し、各可決裁定がされている。「戦没者等の遺族の現況等についての申立書」の「記載上の注意」によれば、三親等内の親族が特別弔慰金の請求をする場合には、三親等内の親族についても遺族の氏名等を上記申立書に記載することとされているが、弟Nが提出した上記申立書には、審査請求人の記載がなく、審査請求人が叔父Aと同一の生計関係を有していたことを確認することはできない。

なお、審査請求人は、上記(2)のアの(イ)のとおり、本件生計関係申立書において、弟Nも叔父Aと生計関係を有していたと記載しているが、弟Nに対する上記の各可決裁定は、弟Nが叔父Aと1年以上の生計関係を有していたとは認められないとして、令和5年11月22日付けで、いずれも取り消されている（上記1の(2)）。

- (4) さらに、審査庁保管の資料（叔父Aに係る遺族援護法による弔慰金及び遺族年金の請求書類、叔父Aが在籍した野戦高射砲第h大隊死没者連名簿）からも、審査請求人が叔父Aと同一の生計関係を有していたことを確認することはできない。

そして、一件記録を精査しても、審査請求人が叔父Aと同一の生計関係を有していたことを確認することができる資料は見当たらない。

なお、審査請求人は、叔父Aの遺骨が帰って来たときに葬儀をしたし、叔父Aの命日には、毎年、U護国神社に参拝していると主張し（上記第1の3の(2)のエ及び(3)のイ）、同神社からの祥月命日祭の案内状を提出する。

しかし、特別弔慰金支給法2条の2第3項によれば、三親等内の親族は、生計関係の同一性の要件を満たしていた者に限り、死亡した者の葬祭を行った者、その他の者の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなすとされている（上記第1の1の(5)）から、生計関係の同一性の要件を満たしていない三親等内の親族は、死亡した者の葬祭を行っていたとしても、戦没者等の遺族とはみなされず、特別弔慰金の請求をすることはできない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (5) 上記(2)から(4)までで検討したところによれば、審査請求人が叔父Aと同一の生計関係を有していたと認めることはできない。

したがって、審査請求人は、特別弔慰金支給法2条の2第3項に定める生計関係の同一性の要件を満たしていないから、叔父Aに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をすることはできず、本件却下処分に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴 公	美
委	員	村	田	珠	美